

令和6年度入札・契約制度改革の概要について

1. 発注区分の見直し

(1) コンサルタント 土木設計（道路及び河川）の一部見直し

現在の受託状況や履行状況を踏まえ、土木設計（道路及び河川）業務の発注区分について一部見直しを行います。

予定価格500万円未満を、京都府内本店業者及び土木関係建設コンサルタント登録を有する市内本店業者を対象としていましたが、原則市内本店業者を対象とした発注とします。また、予定価格1000万円未満は京都府内本店業者を対象としていますが、簡易な業務については、市内本店業者を対象とした発注とします。

適用は、令和6年5月1日以降に発注する案件とします。

2. 総合評価競争入札制度における評価項目の追加

令和6年能登半島地震や近年の豪雨災害の頻発化、激甚化により、減災・防災意識が高まる中、被災発生時の緊急的な応急復旧等の対応が二次災害を防ぐとともに、本復旧への第一ステップとなります。そのような中、被災直後に緊急対応作業にあたった建設業者による地域社会に対する貢献度を評価するため、総合評価の評価項目として加点します（宇治市等からの災害活動に対する感謝状の有無）。

適用は、令和6年5月1日以降に発注する案件とします。

3. その他

(1) 入札中止後の指名競争入札への移行について

工事の発注において、これまで設計図書類等に誤りが明らかになり入札を中止した場合、再度公告等から発注していたところですが、入札参加者等の負担軽減や計画的な事業執行のため、入札を中止する必要がある場合には、予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で実施できるようにします。

適用は、令和6年5月1日以降に発注する案件とします。

(2) 工事成績優良業者の評定点の見直し及び経過措置について

令和4年度から工事成績評定を見直したことにより評定点の平均点が上昇していることから、令和5年度以降の評定点については74点以上を付与された市内業者を工事成績優良業者とします（以下、令和5年度からの評定を「新評定」、令和4年度までの評定を「旧評定」と言います）。このことに伴う工事成績優良業者対象工事参加業者の選定基準につきましては、令和8年度まで新評定と旧評定の結果が混在することから、経過措置を設けます。

※工事成績の評定基準は、契約締結の年度（契約日）により新評定か旧評定かが決まるため、令和4年度契約、令和5年度完成の工事は、旧評定により評定点が決まります。そのため、5年度は、新旧の評定点が混在することになります。

<経過措置>

新評定と旧評定に、以下の通り、それぞれ基準点を設けます。

- ・新評定：74点以上（令和5年度以降に契約を締結した工事）
- ・旧評定：72点以上（令和4年度末までに契約を締結した工事）

優良判定年度と評定基準の新旧の関係

	経過措置対象期間						
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
令和5年度優良	旧	旧	旧				
令和6年度優良		旧	旧	旧・新			
令和7年度優良			旧	旧・新	新		
令和8年度優良				旧・新	新	新	
令和9年度優良					新	新	新

旧…旧評定による評価（72点） 新…新評定による評価（74点）

※工事成績優良業者の除外基準には、変更はありません。

<除外基準>

- ①全ての工事種別において、当該年度を含む過去2年間に、評定点65点未満を付与されたもの。
- ②当該年度を含む過去2年間に、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の指名停止措置（「不正又は不適切な行為」における「正当な理由無く競争入札等に参加しなかったとき」を除く。）を受けたもの。

4. その他連絡事項

(1) 業者登録追加受付について

現在、業者登録の追加受付については、5月から10月までの毎月（1日～10日）受け付けています。令和6年度も、現行の運用を継続することとします。

(2) 各種提出書類について

①宇治市競争入札等参加資格審査申請事項変更届について

業者登録時に、契約課へ提出いただいています営業所の専任技術者や資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の内容に変更があった場合、速やかに変更届を提出いただきますようよろしくお願いします。（工事登録業者のみ）

②各種提出書類の厳格対応について

これまでから、入札参加表明時の添付書類の不足及び記載不備について、厳格に対応することを周知してきましたが、特に添付書類の不足については参加表明の意思が読み取れない場合があります。入札参加資格の審査資料であることをご理解いただくとともに、場合によっては審査脱落の対象となりますので、十分ご注意くださいようよろしくお願いします。

③経営規模等評価結果通知書の写しの提出について

経営規模等評価結果通知書については、運用上、指名通知の時点で有効な点数で契約課に提出のあったものを適用しています。

参加表明等の締切日において有効であっても、指名通知の日までに有効期限の切れるものについては、無効な点数として取り扱っておりますのでご注意ください。

(3) 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

既に宇治市ホームページ等でも周知していますように、国、府に準拠する中で、宇治市においても運用を実施しております。下請企業との請負金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等適切に対応していただきますようお願いいたします。

(4) 電子入札システムの手続について

電子入札につきまして、理由なく入札不参加の場合の指名停止措置（1か月）は行いませんが、入札の手続きが最後まで完了しているか改めて確認をお願いします。

また、トラブル等による各書類の未提出を防ぐためにも、十分時間に余裕を持って利用していただきますようお願いします。